

「宇治田原町週休2日制工事」Q&A

No.	質問	回答
1	対象外工事として「通年維持工事」とは、具体的にはどのような工事のことをいうのか。	社会機能の維持に不可欠な工事であり、緊急対応を行うといった工事のことを言います。性質上、週休2日の現場閉所が困難であることから対象外としています。
2	対象外工事として「社会的要請等により早期の工事完成が必要と判断される工事」とは、具体的にはどのような工事のことをいうのか。	災害復旧等の緊急工事のように社会的要請等により早期完成が必要な工事や、供用開始時期が決められ、社会的要請等により遅らせることができない工事のことを言います。4週8休の現場閉所が困難であることから対象外としています。
3	対象外工事として「現場特性により施工時間や施工期間に制約があると判断される工事」とは、具体的にはどのような工事のことをいうのか。	地元調整や関係機関協議等により工事の作業時間や期間に制約があるため、休日にも作業を行い早期に完成させる必要があるといった工事のことを言います。週休2日の現場閉所が困難であることから対象外としています。 例：学校の夏休み期間中での工事、居ながら改修工事 など
4	天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間や工事事故等により現場が止まった場合の不稼働期間は対象期間に含まれるのか。	受注者の責めに因らない事由により工事を実施できないと認められる場合は、原則として受発注者間の協議により、対象期間からの除外について決定することとします。

No.	質問	回答
5	現場閉所日は、土日で確保しなければならないのか。	現場閉所日を土日に指定しているものではありません。
6	週休2日に取り組む対象は、全ての下請業者も含むのか。	元請である受注者を対象としています。なお、現場代理人は、例外的に常駐を要しないことができるとされている場合を除いて工事現場への常駐が義務付けられています。そのため、受注者（現場代理人）が当該工事において現場閉所により休日を確保する場合は、必然的に現場施工を行うことが出来ないことから、下請け業者は対象に含みません。
7	現場閉所日に他の工事現場で働くことは認められるか。	現場閉所日に他の現場に従事することは制限しません。
8	一つの工事契約において、施工箇所が点在している場合の現場の考え方は。	施工箇所が点在していても、週休2日の取組については、1工事単位で判断することになります。
9	現場に出勤後すぐに、降雨により現場作業を行わなかった場合は、現場閉所になるのか。	現場作業を実施せず、すぐに帰宅等していれば現場閉所となるが、現場事務所等で事務作業などを実施している場合は、現場閉所となりません。現場閉所とは、「現場事務所での作業を含めて、1日を通して当該工事に係る作業を行っていない状態」と定義としています。なお、現場作業を実施後に降雨で作業を終了しても、すでに作業を実施しているので、現場閉所とはなりません。

No.	質問	回答
10	午前中工事を実施して、午後雨天により休工とした場合、現場閉所日と扱えるか。	要領では、一日を通して現場や現場事務所が閉所された状態を現場閉所と定義していますので、終日現場閉所しない場合には、現場閉所日として扱えません。
11	設計図書の変更に伴い、工期延長を行う場合の週休2日の考え方はどうなるのか。	設計図書の変更を行った場合は、発注者にて週休2日が確保できる工期となるよう適切に工期設定を行い、工期延期の必要が認められる場合は、週休2日の対象期間も延長されます。
12	週休2日を実施すると工期末までに工事が完了できなくなってしまう場合、これを理由に工期延期は認められるか。	発注時の工期算定については、週休2日で算出しているため、週休2日の確保を事由とした工期延期は認めていません。
13	土木工事においては、共通仮設費、現場管理費及び機械経費（賃料）についても経費補正を行うが、建築工事においては、労務費の経費補正だけとなっているのは何故か。	建築工事においては、共通仮設費及び現場管理費については、積算基準に基づき当初積算時に工期に応じて算出しているため、経費補正は行いません。 また、機械経費（賃料）については、工事の施工条件に即した措置日数による見積により計上しているため経費補正は行いません。